

75歳以上の
皆さまへ

平成29年4月から、 医療保険料の軽減率が 変わります

全ての方が安心して医療を受けられる社会を維持するために、高齢者と若者の間での世代間の公平が図られるよう、負担能力に応じたご負担をいただく必要があります。そのため、平成29年4月から、**75歳以上の皆さまの保険料の軽減率が変わります。**皆さまのご理解をお願いいたします。

75歳以上の方の保険料は、

- ① 年収に応じて納めていただく部分 **(所得割)** と、
- ② 全員に納めていただく定額部分 **(均等割)** があります。

保険料

① 所得割額

- 一定以上の年収のある方に、年収に応じてご負担いただきます。
- 個人の年収に応じて軽減されます。

② 均等割額

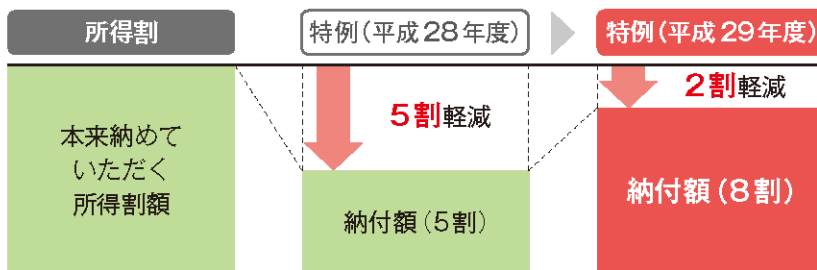
- 全ての方にご負担いただきます。(全国平均年間 45,289円)
- 世帯の所得に応じて軽減されます。

+

1 所得割の額が変わる方

年収 約153万円～約211万円の方

平成28年度までの所得割は、特例的に**5割軽減**されていましたが、29年度は**2割軽減**になります。(均等割の定額部分は変わりません)



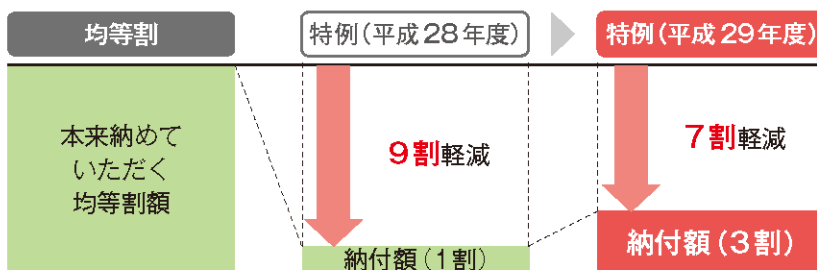
2 均等割の額が変わる方

元被扶養者で、特定の要件に該当する方

元被扶養者とは 75歳になる前日に、ご家族の会社の健康保険などで被扶養者だった方

特定の要件の例 単身の方であれば、年金収入が168万円を超える方など
75歳以上の夫婦2人世帯であれば、一方の年金収入が168万円を超える場合など

平成28年度までの均等割は、特例的に**9割軽減**されていましたが、平成29年度は**7割軽減**になります。



※ただし、元被扶養者であっても、世帯の所得が低い方は、均等割の軽減(9割軽減、8.5割軽減)が受けられません。

裏面もご覧ください

保険料を年金からの引き落としで納めている皆さまへ

年金からの引き落としの場合、前半(4月・6月・8月)の保険料は前年度と同じ額を引き落とし、後半(10月・12月・2月)で残りの保険料を調整します。

そのため、平成28年度よりも平成29年度の保険料額が増えますが、

実際に引き落とし額が増えるのは、10月からです。

→ **引き落とし額の間違ひではありませんので、ご注意ください。**

【引き落とし額の例】元被扶養者に該当する方の場合(金額は、年金から引き落とされる額です)

平成28年度の保険料額
年額 **4,530円**

700円	700円	700円	830円	800円	800円
4月	6月	8月	10月	12月	2月

平成29年度の保険料額
年額 **13,590円**

800円	800円	800円	3,790円	3,700円	3,700円
4月	6月	8月	10月	12月	2月

※実際の金額は、都道府県ごとに異なります。

医療保険制度の見直し 早わかり Q&A

Q なぜ保険料の軽減を見直すのですか？

A 高齢者と若者の、世代間の公平を図るためです。

75歳以上の方の保険料が軽減されていることにより、若者は医療費が少ないにもかかわらず、高齢者よりも高い保険料を納めています。高齢者と若者の世代間の公平を図るため、75歳以上の方のうち負担能力のある方には、ご負担をお願いします。

Q 75歳以上なのですが、私の保険料はどのくらい増えるのですか？

A 6～7月ごろに送付される保険料額決定通知書でご確認ください。

毎年6～7月ごろに、ご加入の保険者から、保険料額決定通知書が皆さまに送付されます。その通知書に、その年度の保険料が記載されますので、ご確認ください。詳しくは、ご加入の保険者にお問い合わせください。

Q 元被扶養者と、そうでない場合では、どれくらい保険料額が違うのですか？

A 元被扶養者の方の保険料は、収入額にかかわらず軽減されています。

元被扶養者の方は、年収があってもなくても、均等割額が9割軽減されています。一方、元被扶養者でない方は、年収に応じて保険料をご負担いただいています。

しかし、元被扶養者の方も、元被扶養者でない方も、同じ後期高齢者であることから、今後は、世代内の公平を図るため、段階的に軽減を見直していきます。

Q 元被扶養者なのですが、私の保険料は必ず増えるのですか？

A 元被扶養者の方でも、世帯の所得が低い方は、低所得者の軽減が適用されます。

元被扶養者の方は、平成29年度は、均等割が7割軽減になります。

しかし、元被扶養者であっても、世帯の所得が低い方は、均等割が9割軽減される場合や8.5割軽減される場合があります。

詳しくは、毎年6～7月ごろにご加入の保険者から送付される、保険料額決定通知書でご確認ください。

75歳以上の方の保険料に関するお問い合わせは

- ◆ 都道府県の後期高齢者医療広域連合 または
- ◆ お住まいの市町村の後期高齢者担当窓口 まで →



▲具体的なお問合せ先は、こちらからも確認できます



厚生労働省